

資料 5

2001年9月11日（中日新聞）

医療救済センター
弁護士有志が設立
医療ミス、薬害などの
被害者を第三者機関によ
つて救済しようと、弁護
士有志らが十一日、名古
屋市東区の医療事故情報
センター内に「医療被害
防止・救済システムの実
現をめざす会」（仮称）
準備室を設置する。
医療過誤をめぐっては
訴訟が長期化するなどの
課題があり、医療被害問
題に取り組んできた弁護士や医師らは、被害者を速やかに救済する「医療被害防止・救済センター」の設立が必要と判断。構想では、同センターで被害者の相談に応じて独自に調査し補償する。国補助金や医療機関からの拠出金での運営を予定、特殊法人化して二〇〇七年の発足を目指す。「めざす会」はセンター設立に向けて活動するが、まず準備室で広報活

動を進めて賛同者を募る予定。こうした救済システムの準備室設置は全国でも初めてという。

代表の愛知大法学部教授で弁護士の加藤良夫さんは「医療過誤訴訟は長期間化するし、泣き寝入りする人も多い。過ちから学び、再発防止を図るシステムをつくる必要がある」と話している。

資料 6

2001年9月11日（讀賣新聞）

過失が明らかになつた場合は、センターが被害者に代わつて賠償請求する。加藤弁護士は「後遺症を負つた被害者や、家族を失つた遺族が訴訟で争つていふ間、厳しい状況に放置されたままになる」と「訴訟によるない救済策の必要性を強調している。準備室では今後、国などにセンター設置を働きかける。また、広く参加者や支援者を募集する。問い合わせは準備室(052-951-8810)。

資料 7

2001年9月11日(朝日新聞)

患者に補償 情報収集し再発を防ぐ 医療被害 民間で救済

「センター」設立 名古屋に準備室

「医療事故情報センター」（名古屋市）の加藤良夫弁護士が、有志に協力を呼びかけた。医療過誤訴訟は一般的に、医師の過失の立証が難しく、内容も専門的で解決に時間がかかる。加藤弁護士によれば、「これからは訴訟よりも救済のシステムをつくるべきだ」と語る。構想によると、センタ

人は法律として相談を受けて救済すべき場合は3機関の拠金で補助金で事故の報が著しいに代わつ

に基づく特殊連携を設立。被害者の力月以内に補償したところに、これと併せて賠償金を支給する。財源は医療機関側には出金や自治体の賄う計画だ。

める。集めた事故情報はインターネットなどで公開し、再発防止に役立てておられたのだ。

特殊法害者のもとに、補償は医療治体のに補償を断した。側には、過失被害者を求める。集めた事故情報はインターネットなどで公開し、再発防止に役立てる考えだ。

5年をめどに活動母体を設立し、07年にはセンター設立のための法案成立を目指す。準備室は同市東区泉1丁目の医療事故情報センター内に設置。問い合わせは03-5211-8810へ。

・ 9551-8810へ。

手術などで事故に遭った患者や遺族で医療機関の過失の有無に關係なく、一定の補償を行なう第三者機関を作る構想が反響を呼んでいる。医療事故の訴えが増えており中、解決まで長期間かかる裁判とは別の早期救済システムを作ることには、医療関係者からも問い合わせが寄せられ、ジャーナリストの柳田邦男さんなども発起人に加わった。

「医療被害防止・救済センター」構想を進めていたのは、

愛知大学法医学部教授で医療過

誤訴訟に取り組んできた弁護士の加藤良夫さん。先月中旬、名古屋市内に構想を実現するための準備室をオープンさせ、一〇〇七年の救済センター開設を目指し活動を始めた。

構想では、センターは一定の調査権限を持つ公的な第三者機関として、患者などから相談・委任を受けて、スタッフの専門医が事実を調査する。

治療内容と患者の状態に因果関係があれば、医師や病院の過失の有無にかかわらず、補償する点が大きな特徴。過失が明らかなかなケースは、センターが患者に代わって病院や医師に賠償請求する。

センターの必要性について、加藤さんは「医療過誤訴訟は増えているが、解決まで

長い時間がかかり、その間、患者や遺族は精神的にも経済的にも大きな困難を抱える」と指摘する。最高裁によると、患者などは、長い渡されるまでの平均審理期間が三十五・八か月と、一般の民事訴訟

(平均十九・七か月)に比べ、長くなつており、事故に遭った患者の早期救済が裁判では難し

めた勝訴率は46・8%と高かつたが、例年は30~40%にとどまっている。また、判決が言い渡されるまでの平均審理期間が二十五・八か月と、一

たいといつた、予想以上の反響が寄せられている。これまでにカンパのほか、構想に賛同した医療関係者や被害者が約五十人から活動に参加したいとの申し出があった。

また、発起人に加わったジャーナリストの柳田邦男さんは「今まで後手に回っていた

専門医が事実を調査 因果関係あれば補償 賠償請求を代行も

裁判では難し

た医療被害者の早期救済を、市民の提案で「行おう」という

ことへの意願深い」と話している。

弁護士らが準備室、国と交渉へ

が医療機関や医師らと相取つた医療過誤訴訟件数は、のじりの増加を続け、昨年は七百六十七件となり過去最高となつた。原告の訴えが一部でも認めた。

「医療被害防止・救済センター」の設立に向けて、名古屋市内にオープンした準備室

準備室ではこれまでホームページ (<http://homepage.genifty.com/pemv/>)

での意見や活動への支援者を募集している。問い合わせは、同準備室(0522・9111・88810)。

り、今後準備室では国との交渉を進めながら、構想についての意見や活動への支援者を募集している。問い合わせは、同準備室(0522・9111・88810)。

医療被害 早期救済へ

公的機関を構想

家庭とくわいし



い」とがうかがえる。
準備室ではこれまでホームページ (<http://homepage.genifty.com/pemv/>) での意見や構想について説明し、意見や賛同者を募集したところ

が医療機関や医師らと相取つた医療過誤訴訟件数は、のじりの増加を続け、昨年は七百六十七件となり過去最高となつた。原告の訴えが一部でも認めた。

「医療被害防止・救済センター」の設立に向けて、名古屋市内にオープンした準備室

準備室ではこれまでホームページ (<http://homepage.genifty.com/pemv/>)

での意見や活動への支援者を募集している。問い合わせは、同準備室(0522・9111・88810)。

「訴訟を争うという不幸」

連載]続 アメリカ医療の光と影 第7回
医療過誤訴訟に代わる制度

李 啓允 医師／作家(在ボストン)

(2492号よりつづく)

再発防止に結びつかない医療過誤訴訟

5回にわたって、医療過誤の被害が過誤訴訟によってしか救済されない制度の愚を論じてきた。

医療過誤の被害が損害賠償訴訟を起すことにによってしか救済されない制度の愚の第一回は、この制度が医療に対する賠償をすべきか否かを決定することにあり、過誤を巡る事実関係においては、いかにして類似の過誤の再発防止をすべきかという観点どもは無縁のところ、「過失と因果関係の有無」を巡つて原告と被告が争うという観点からのみ議論が行なわれる。再発防止のためにはどうな改革を医療に加えるかといふ「前向き」の観点からだけ事実が審理されるのである。個々の訴訟審理に費やされる膨大な労力と経費と共に、再発防止とは一切無縁のことである。これがやられているのだから、これほど無駄な話はない。

訴訟の結果と事実関係の不一致

医療過誤の被害が訴訟でしか救済されない制度の愚の第二回は、ハーバード・メディカル・プラクティス・スタディの結果からも明らかのように、訴訟審理の結果が医療過誤を巡る科学的事実関係と必ずしも一致しないということである。實際には過誤がなかつたにもかかわらず過誤があつたと判断されたり、その責任を誰に負わせるかといふのが「誤差の範囲」で判断されたりするのであるが、訴訟審理の結果と事実関係の不一致が「誤差の範囲」で收まるような至極微なものではなく、むしろ訴訟で訴訟の結果を決めても変わらないような巨大な不一致である。ハーバード・メディカル・プラクティス・スタディの結果によると、賠償額の多寡と相關したのは患者の「障害の重さ」だけであったという。

訴訟の結果が「Defensive Medicine」を推奨する

医療過誤の被害が訴訟でしか救済されない制度の愚の第三回は、訴訟の結果(=判例)が「Defensive Medicine 保身医療、防衛医療」という、科学的ににはまったく根拠のない医療の実施を奨励していることである。「ある処置・検査を実施する合意的必要はない」とわかついても、実施しておかなければ訴訟になつた時に負ける」と、膨大な無駄が医療の現場で日常茶飯に行なわれているのである。無駄だけで済めばまだよいが、「不必要的医療」は当然相応の確率で新たな事故を生み出しているはずで、医療側は訴訟に負けずに済むかもしれないが、「Defensive Medicine」ゆえに害を被っている患者も存在するはずなのである。

愚の第四回は、過誤の被害者・家族にとって、その負担が著しく重い制度などないということである。過失と因果関係の立証責任が原告側にあるという負担の重さだけではなく、長期に及ぶ訴訟の間に被害者・家族が体験しなければならない心理的・情動的苦痛は測り知れないものがあり、被害者・家族にとっては、「医療過誤の2次被害」とも言うべき体験を強いられるのである。医療過誤によって重い障害が残ったり、最愛の家族を失つたりした不幸を体験した上に、「訴訟を争うという不幸」をも強制されなければならないのである。

前回、過誤の被害者家族を代表して全米医療過誤サミットで証言したスザン・シェリダン女士の「訴訟だけが取りうる手段なのでしょうか? 医療制度の変化に一切寄与しないものであるということは、まったく逆説的であると言わなければなりません」という言葉を紹介したが、損害賠償請求訴訟を起こさなければ医療過誤の被害が救済されないという愚かな制度は医療そのものを歪めているだけではなく、不幸にして過誤の被害にあつた患者・家族に対しても極度の苦痛を強いているのである。

新しい制度の創設を考えるべき時

これまで、この連載では、過誤訴訟制度にともなう数々の無駄と矛盾が集積するなどのような事態が生じるかということを米国の実例で見てきたが、米国医療界は現在深刻な「Malpractice Crisis(医療過誤危機)」に襲われ、医療過誤保険の保険料の高騰が医療へのアクセスそのものを損なうというところまで矛盾が深化してしまっているのである。損害賠償請求訴訟を起こさないと医療過誤の被害が救済されないという愚かな制度を無反省・無批判に継続した場合、その果てには現在の米国医療界の姿が待つているのだが、私たちにとつて、このよくな愚かな制度と決別し、医療過誤の被害を救済するまったく新たな制度の創設を考えるべき時がきているのではないだろうか?

損害賠償請求訴訟に考えるべき時がきているのは、愛知大学法医学部加藤良夫教授が指唱している「医療被害防止・救済センター」構想である。同教授は弁護士として長年医療過誤の被害者の支援を続けてきた経験から、医療事故・過誤についてその原因調査・再発防止策構築と被害者の支援を中心として扱う「センター」の創設を提唱しておられるのである。この構想について関心のある方は、「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会(仮称)準備室」のホームページ(<http://homepages2.nifty.com/pcmv/>)を参考されたい。

このページへのお問い合わせ／ご意見は shinbun@igaku-shoin.co.jp までお寄せください。
(この項つづく)

このページへのお問い合わせ／ご意見は shinbun@igaku-shoin.co.jp までお寄せください。

被害者救済に「陪審制」

弁護士ら、初の試み

医療事故の被害者救済と再発防止を図る「弁護士のグループ」が28日、一般市民から選んだ「陪審員」による事故の模擬判定会を、初めて名古屋市内で開いた。参加者は慣れないテーマに戸惑いながらも、提示された事例について様々な角度から意見を述べ合い、解決の道を探った。

名古屋で模擬判定会

主催したのは「医療構想では、事例ごとに被害防止・救済システムの実現をめざす会」(仮称)準備室。全国の弁護士で作る医療事故情報センターの活動から生まれた。証明されれば、医療者側の過失の有無に関係なく、特殊法人「医療被害防止・救済センター」の設立を提唱している。厚労省の認可法人に

ある医薬品副作用被害救済制度や、予防接種法に基づく健康被害の救済措置に似た仕組みだ。

模擬判定会で「陪審員」となったのは、名古屋市中区の40~65歳の有権者の中から無作為に選ぶなどした計8人。調査員役の弁護士から架空の2症例の説明を受け、論議した。

うち1例は、高脂血症の持病があり、1日2箱のたばこを吸う中年男性が心筋梗塞の疑いを指摘され、心臓の血管に管を通す検査で血管が傷ついて死亡したケース。担当



初めて開かれた一般市民参加の医療事故模擬判定会(名古屋市中区丸の内3丁目)

も。「たまには政府が認められる。(ヒースモーカーを差別するのは間違っている」との指摘も出た。最終的には救済の方向でほぼまとまった。

「陪審員」となった40代の女性は「素人が重大な判定をしていいのかと心配だったが、素直に考

えて結論を出せば、市民でもできるのでは」と話した。

準備室代表の加藤良夫弁護士は「真剣な議論だつた。やり方を工夫すれば市民による判定会は十分うまくいく可能性がある」と総括した。

FAX 052-951-8820へ

アンケート回答用紙

(アンケート記入日 200 年 月 日)

1. 「医療被害防止・救済センター」構想についてのご意見、ご感想をお聞かせ下さい。

2. 「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会」(仮称) の在り方、すすめ方についてのご意見をお聞かせ下さい。

3. この活動にご参加、ご支援いただけますでしょうか。

ア. 賛同者、呼びかけ人等として名前を出すことができる。

イ. このパンフレットを友人、知人に手渡すなどして広めることができる。

必要部数()部

ウ. 多額でなければカンパなど物的、財政的支援ができる。

エ. 講演会やイベントをする時の臨時のスタッフとして協力ができる。

オ. 自宅でテープ起こしや距離的に近ければ発送作業等の事務上の手伝いができる。

カ. ホームページ作成等のIT関連の協力ができる。

キ. 外国の制度や文献等の調査・翻訳等をすることができる。

ク. 具体的には何もできないが心からの応援を送ることができる。

ケ. その他

アンケートにご協力戴きありがとうございます。よろしければお手数ですが、おさしつかえのない範囲でお名前等のご記入をお願いします。(希望連絡先の番号に○マルをつけて下さい)

御職業 _____

(フリガナ)
お名前 _____

勤務先 _____

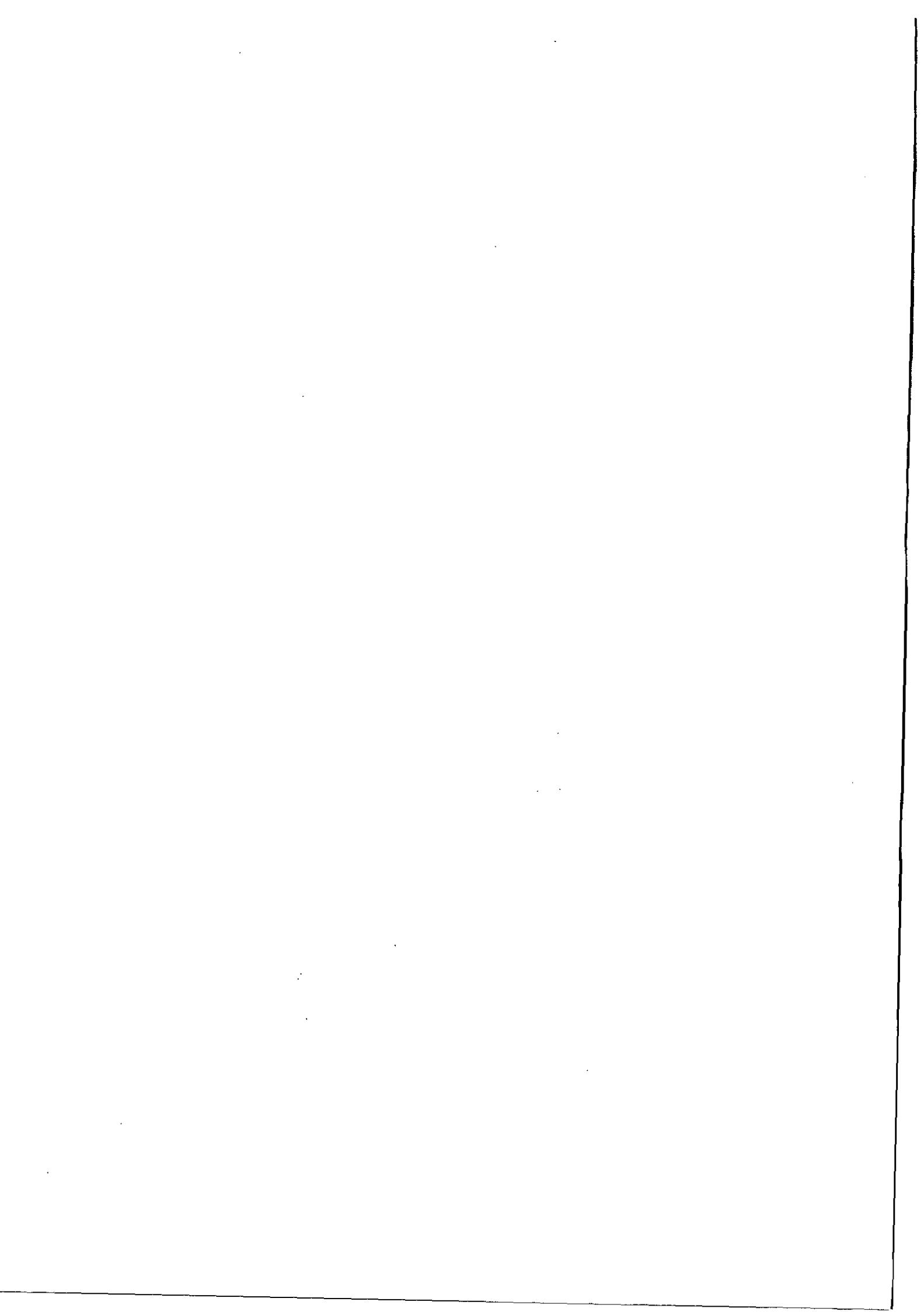
1. 勤務先住所 〒 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail _____

2. 自宅住所 〒 _____

TEL _____ FAX _____



代表呼びかけ人 (敬称略)

「医療被害防止・救済センター」構想をベースとした、医療事故防止・被害者救済のための機構の創設に向けた活動の代表呼びかけ人 () 内は2004年3月時点

芦澤直文(東京遞信病院副院長)

稻垣克巳(医療被害者、「克彦の青春を返して」の著者)

大熊由紀子(元朝日新聞論説委員、大阪大学教授)

久能恒子(医療過誤原告の会会長、医師)

倉田卓次(元東京高等裁判所部総括裁判官、弁護士)

黒田勲(元早稲田大学教授、ヒューマンファクター研究所所長)

品川信良(弘前大学名誉教授)

島田康弘(名古屋大学大学院医学研究科教授、医療の安全に関する研究会理事長)

高嶋妙子(日本看護協会職能理事)

寺尾俊彦(浜松医科大学学長)

中山耕作(日本病院会会长)

並木恒夫(日本病理研究所副所長)

唄孝一(元都立大学教授、医事法学者)

藤井俊介(元全国予防接種被害者の会事務局長)

松葉和久(名城大学薬学部教授)

森功(医療事故調査会代表、医療法人医真会理事長)

柳田邦男(作家)

吉田嘉宏(市民グループ医療を良くする会代表)

李啓充(医師、作家)

